

産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

(目的)

第1条 県南クリーンセンターにより発生する産業廃棄物である汚泥（脱水ケーキ）について（以下脱水ケーキという）、関係法令に基づく必要な資格や専門的な知識と技能を有するものに委託することにより、当該廃棄物の有効利用処分を適正かつ安定的に行うこととする。

（件名及び履行場所）

第2条 7単独第41-002号県南CC汚泥収集運搬及び処分業務委託
取手市小文間173番地

（履行期間）

第3条 当該業務の履行期間は、以下のとおりとする。
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（365日間）

（業務の範囲）

第4条 本業務は県南クリーンセンターで発生する脱水ケーキを処分場まで運搬し、処分場にて産業廃棄物の有効利用処分を行うものである。

（業務の内容）

第5条 受注者による適正処理のために必要な事項については以下のとおりである。

1 産業廃棄物の種類

汚泥（脱水ケーキ：含水率約80%程度）

2 産業廃棄物の発生工程

下水処理工程で発生するもの。

3 汚泥以外の廃棄物の混合について

なし

4 搬出予定数量

2,000トン（年間）

1回当たりの搬出量は平均約9トン（1日1回若しくは2回）、搬出の時間帯は早朝から昼頃まで1回若しくは2回とする。また、状況により3回搬出を依頼する場合がある。

なお、搬出予定数量は過去の搬出実績を基に、履行期間における計画数量として参考に記載したものであり、今回の処分量を決定するものではなく、搬出日及び回数については委託者が指定する。

（処分及び運搬方法と受入条件）

第6条 処分及び運搬方法と受け入れ条件については以下のとおりとする。

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「茨城県廃棄物処理要項」及びその他関係法令に基づく適正な産業廃棄物の運搬及び中間処理を行うこと。
- 中間処理物は、建設資材（セメント、人工軽量骨材等）、肥料又は燃料に有効利用するものとする。なお、販売実績のない製品については有効利用とは認めない。

- 3 運搬車両は汚泥の飛散、臭気の発散及び脱離液の漏洩等をせず適正に運搬できる構造の車両とする。
- 4 運搬車両は9.5トン積載可能且つホッパー高さ3.4mに対応できるものとする。

(廃棄物管理票について)

第7条 受託者は、毎回業務完了後法令の定めるところにより、遅滞なく電子マニフェストの登録を行うこと。

(業務計画及び完了届の提出)

第8条 業務実施に際し、受託者は業務履行の前に業務計画書を提出すること。また、業務完了報告については、毎月ごとに組合の指定する完成等通知書（契約規則様式第14号）に業務完了報告書を添付し提出すること。

(競争入札参加資格)

第9条 取手地方広域下水道組合競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年訓令第2号)に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同規程第5条に規定する競争入札参加有資格者名簿の「下水汚泥運搬」及び「下水汚泥中間処分」に登録されている者であること。

(その他)

第10条 受託者は、業務の実施に当たり疑義を生じたときは、速やかに監督員に申し出ることとし、協議の上監督員の指示に従うものとする。